

## 年金トピック

No.2025-116  
第 39 号2025 年 12 月 24 日  
団体年金事業部

## 国民年金基金令等の一部を改正する政令等の公表

2025年6月20日(金)に公布された年金制度改正法(社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律)について、iDeCoの加入可能年齢の上限引上げの施行日、およびiDeCo・企業型DCの拠出限度額・施行日を定める政令が公布されましたのでお知らせします。

●官報の掲載ページ:<https://www.kanpo.go.jp/20251224/20251224g00282/20251224g002820070f.html>

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(政令第 441号)
- 国民年金基金令等の一部を改正する政令(政令第 442号)

## 【施行日】

項目	施行期日
iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ	<a href="#">2026年12月1日</a>
iDeCo・企業型DCの拠出限度額の引上げ	<a href="#">2026年12月1日※</a>

※2026年12月1日に政令を施行することで、例えば、12月分の掛金(1月拠出)から所得控除の対象となることを意図したものとされます。

## 【ご参考】

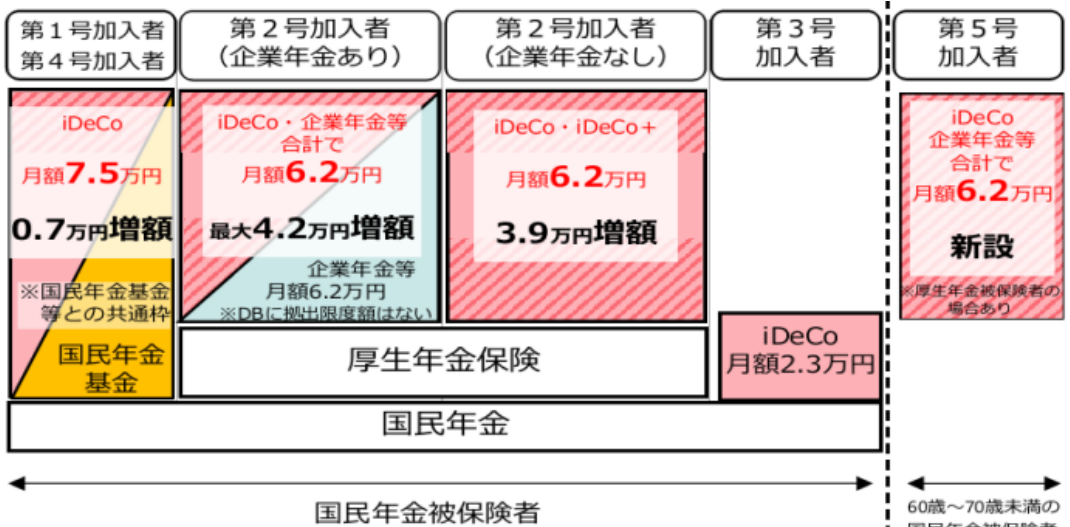
年金制度改正法の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2043>

令和7年度 与党税制改正大綱について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1971>

【拠出限度額の引き上げイメージ】厚労省ホームページより抜粋



<iDeCoの加入対象者の区分>

- 第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）
- 第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）
- 第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）
- 第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）
- 第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者  
（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、  
老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者）

以上